

平成29年度第6回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成30年3月8日（木）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成30年3月8日（木）

午後 2時00分～

場 所 逗子市役所 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第1号 認知症初期集中支援事業に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【高齢介護課】
3. 諮問第19号 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について【情報政策課】
4. その他

出 席 委 員（4名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（1名）

委 員	篠 崎 百 合 子
-----	-----------

説明のために出席した職員

高 齢 介 護 課 長	須 田 正 二
高 齢 介 護 課 副 主 幹	小 川 慎
高 齢 介 護 課 主 任	大 坂 慎 介

事務局等出席者

総務部長 次（総務・情報 政策担当）	梅	津	敏	郎
情報政策課長 担当課	矢	島	小	百合
情報政策課長 係	内	田	典	久
情報政策課 非常勤事務員 嘱託	杉	山	晴	美

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第6回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成29年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第1号 認知症初期集中支援事業に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【高齢介護課】
- ・ 【1-1】 諮問書
- ・ 【1-2】 介護保険法抜粋
- ・ 【1-3】 地域支援事業実施要綱抜粋
- ・ 【1-4】 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（概要）
- ・ 【1-5】 逗子市認知症初期集中支援チームのイメージ
- ・ 【1-6】 逗子市認知症初期集中支援チームの流れ（フローチャート）
- ・ 【資料2】 諮問第19号 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について【情報政策課】
- ・ 【2-1】 答申案
- ・ 【2-2】 諮問書

- ・ 【2-3】 逗子市個人情報保護条例（平成 3 年条例第18号）新旧対照表（案）
- ・ 【2-4】 逗子市個人情報保護条例施行規則（平成 3 年規則第18号）新旧対照表（案）
- ・ 【資料 3】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時10分開会

○立川会長 それでは、平成29年度第6回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、過半数以上の委員の出席で成立です。本日は4名でございますので、本審議会は成立いたします。

それでは、最初に事務局のほうから、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 ありがとうございます。

過不足のある方はいらっしゃいますか。よろしいですね。

それでは、次に、議題に入ります。

議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてでございます。これも事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 先日、校正依頼いたしました平成29年度第5回議事録ができ上がりましたので、御確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○立川会長 この議事録については、既に皆様方に校正をお願いして修正点が出ておりますので、その修正点が正しく直っているかどうか御確認ください。

少し時間をとります。

(議事録の確認)

○立川会長 何かございましたでしょうか。よろしいですか。

それでは、御異議がないようですので、第5回の個人情報保護運営審議会議事録については確定いたしました。

では、後の処理は事務局、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

それでは、高齢介護課の職員をお呼びいたしますので、お待ちください。

—高齢介護課 入室—

○立川会長 それでは、議題の2、諮問第1号、認知症初期集中支援事業に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略についてを議題といたします。

まず、高齢介護課さんより自己紹介と、その後、説明をお願いいたします。

○須田高齢介護課長 高齢介護課長の須田と申します。よろしくお願いいたしますします。

○小川高齢介護課副主幹 高齢福祉係長の小川と申します。よろしくお願いいたしますします。

○大坂高齢介護課主任 高齢介護課基幹型地域包括支援センターの大坂と申します。よろしくお願いいたしますします。

○須田高齢介護課長 それでは、認知症初期集中支援事業について御説明いたします。

お手元の資料のほうをごらんください。

まず、諮問の概要ですけれども、認知症の人、またはその疑いのある人で、適切な医療・介護サービスにつながない人を支援する目的で設置される認知症初期集中支援チームは、お手元の資料のほうにあります地域支援事業実施要綱、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により、平成30年度までに全市町村に設置することが求められています。

認知症の特徴の一つとして、自分が認知症であるという病識がない、あるいは忘れてしまうことがあり、ゆえに治療や支援を拒否する人が多いのが実情です。認知症またはその疑いのある本人から支援の同意を得られないため、その状況を放置することは、認知症状の進行や認知症の人や家族の生活状況の低下につながるおそれがあります。

認知症の支援は早期診断、早期支援が重要であるため、本事業を実施することが必要であります。本事業遂行のために、認知症専門医、保健師、精神保健福祉士等、認知症地域支援推進員で構成される認知症初期集中支援チームにおいて本人にかかわる情報を収集、共有し、支援方法を決定し、適切な医療、介護サービスにつなぎ、安定した生活を整える必要があります。

諮問の理由として、認知症初期集中支援チームがかかわり支援することについて、本人からの申し出により実施されることが望ましいが、実際は地域住民等、周囲からの相談により情報が収集され、支援につながるものが想定されます。

以上のことから、認知症初期集中支援チームの対象となる者の個人情報につ

いて、本人外収集及び本人通知の省略を行うことについて諮問するものです。

下に行きまして、事務の目的及び根拠法令等。目的については、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを設置し、訪問支援対象者及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うことにより、自立支援の継続サポートを行います。

根拠法令といたしましては、介護保険法の第115条の45の第2項第6号ということで、資料1－2に添付してございます。

国の実施要綱といたしまして、地域支援事業実施要綱として資料1－3を添付してございます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）資料一面で資料として添付してございます。

次に、対象となる個人の類型・対象者数についてでございます。

本市に住所を有する40歳以上の在宅生活かつ認知症が疑われる、または認知症の人で必要な支援を受けていない人、第8条関係で、本人以外からの収集する個人情報の内容とする収集先ということで、個人情報の内容といたしまして、氏名や性別、住所、生年月日、家族、病歴、生活歴、介護保険利用状況等、収集先については、地域住民、民生委員等。

本人以外からの収集する必要性について。認知症の人を支援するに当たり、必要な個人情報を収集しないと、その人に合った支援のための検討ができないため、上記個人情報の収集が不可欠であります。

本人通知につきましては省略ということで、一律に通知をいたしますと本人の不安を増加させ、支援が滞ることも想定され、事業の円滑な実施に支障を来すおそれがあるためです。

そこに書いてございませんが、補足として、支援を開始するに当たっては理解が難しい方もいるかもしれないんですけども、本人との面談の中で、事業内容や個人情報の取り扱いについては、状況を見ながら説明をしていく予定でございます。

次に、資料1－5なんですけれども、想定している認知症初期集中支援チームのイメージ図でございます。

支援の判定、支援方針の検討ということでコアチームを、この点線のところで考えています。保健師、精神保健福祉士等とあるところについては、高齢介護課の基幹型包括支援センターの職員になる予定です。サポート医につきましては、外部の医師を企画として依頼する予定でございます。

下のところに行きまして、認知症の相談窓口、情報共有ということで、逗子市内は3ブロックに分かれておりますので、対象者もブロックごとに地域支援推進員というのが配置されておまして、その推進員は包括支援センターの職員も兼務しておりますので、支援と一緒に各包括が実際に対象者の御自宅等に訪問を行って支援等につなげていくという業務を担います。

次に、資料1－6を見ていただきまして、上にございますように、これが支援チームの業務フローでございます。

まず、支援チームの比較のところでは相談受付・情報収集というところで、地域包括支援センターや高齢介護課に情報が入ります。その下に初回訪問ということで、地域包括支援センターや地域支援推進員等の職員が訪問いたします。本人と家族にアセスメントいたしまして、その下に支援方法の決定ということがございますけれども、初期集中支援チーム会議を開きます。会議の方針を受けて初期集中支援の実施ということで、また初期集中支援チーム会議ということで、これを繰り返して対象となる方を医療機関等、もしくは介護等を支援するところにつなげていくというところをもちまして、支援チームの業務が終了するという流れでございます。

簡単ではございますけれども、以上です。

○立川会長 ありがとうございます。

ちょっと確認を先にさせていただきたいんですが、この支援チームというのは、平成30年度末までにつくらなくちゃいけないということですか。

○須田高齢介護課長 平成30年度の4月1日までにつくらないといけない。

○立川会長 ということは、このチームはもう既にあって、活動は開始されているんですか。

○須田高齢介護課長 いえ、これからでございます。30年度に向けて個人情報の収集等が発生することが十分想定されますので、事前にお諮りするということでございます。

○立川会長 わかりました。

委員の方からどなたか御意見ございましょうか。

○海原委員 意見の前にちょっとよくわからないので、審議の内容をすべて理解して質問させていただいてよろしいですか。

○立川会長 どうぞ。

○海原委員 よくわからなかったのですみません。諮問の中で、別添で事務の名称のところですけども、認知症初期集中支援事業ということなんですけれども、この初期というのはどういうことを言う、どういうタイミングのことを言うのかなというのがまずわからないです。医療機関にかかる、この図ですと医療機関にかかる前と今はわかったのですけれども、これのことを言っているのか、それから病識が、中ほどですね、7行目に書いてある病識がないというのはかなりもう初期ではないと思うんですね。単純に加齢で忘れたとは違って病識がないというのは本当に初期ではないですね。

それから、早期支援ということなんですけれども、何を支援するかということが、簡単に言うと受診しなさいよということなんですけれども、受診をしても多分医師でも長谷川スケールとか、MRIをとって脳が委縮していても認知症と判断できる医師というのはほとんど、あんまりいないかなという気がするんですが。

それから、続けて申しわけないんですけれども、地域住民に情報収集するということは、ファクトとか、それからリスクというのがかなり混合してきて、こういう事業をやっていただくのは非常に私はいいと思う、市民、住民としては、感謝の気持ちは持つんですが、個人情報保護という観点からすると非常に怖いなという懸案を、犯罪の組織からすればターゲットになりますし、この認知症に関する、関与する家族、本人の情報が不具合を招く可能性が、おそれが、逆の立場で言えば、私としてはありがたいんですが、そういう立場で発言するとちょっと怖いものを感じます。

それから、個人情報収集の内容ということなんですけれども、これ、今の状況を見て氏名、性別、住所、生年月日、家族、病歴、これだけでも非常に危険な状況ですし、生活歴というのもよくわからないです。

それから、次の本人以外からの収集する必要性というのは、認知症を支援す

るということは認知症と決めたということなののでしょうか。それとももっと先ほど言ったように初期ということなのでしょう。それについて、しょっぱなから申し上げて申しわけないんですけども、ありがたいお話なんですけれどもよくわからないので、ちょっと私の意見も個人情報委員としては意見が言いようがないんですが、すみませんがちょっと、素人にわかりやすく教えていただけたらありがたいんですが。

○大坂高齢介護課主任 それでは、ただいまの御質問について回答させていただきます。

認知症初期集中支援事業に当たっての、この認知症の初期という考え方がありますが、認知症の支援の中でどうしても初動という意味を考えますと、この資料に書いてあるとおり、自分が認知症であるという認識が乏しい方がやはりいらっしゃいまして、御自宅の中に閉じこもって孤立してしまったりとか、それから、地域の人たちとのつながりを分断されていたりという状況が、人がかかわらないことによってどんどんと進行してしまっているというような状況が多く発生されて、気がついたときにはもう既に認知症が進行した状態であるということが考えられます。

というわけで、このようなチーム隊をつくって、支援の特に要請があるわけではないんですが、初期段階から早目のうちにその人にかかわっておく、介入をしておこうという形の支援方法をとる認知症初期集中支援チームという形になります。

何もかかわらないでそのままにしておく、既に生活状況が荒廃していたりとか、そういうことというのも大いに考えられますので、そういった意味での早期支援という考え方になるところであります。

それから、お話の中にあつた地域住民等、周囲からの相談というの、現在においても非常に多いところであります。隣の方が最近見かけないなとか、それから、近隣の方で、最近、生活の様子が変わってきているのではないかなというような御相談を受けることというのもありますので、地域住民と周囲からというふうなことが概要の記述にはなっていますが、その方から通報を得た方とか、それから、その方の身近な方というところに情報を確認したりとか、収集したりというところで情報収集をさせていただくというところは考えられま

す。

そのような形の御回答でよろしいでしょうか。

○森田委員 私もイメージができないので、何をしようとしているのかが、今のお話である程度はわかってきたんですが、今回、初期集中支援チームという仕組みをつくって、今のようにこれまではしっかりした受け皿がなかった形でいろんな情報が入ってきていたのをちゃんと受けとめて対応しましょうというふうな、そういうことを始めようとしているということなんではないでしょうかね。

○大坂高齢介護課主任 というよりも、本来、こういった支援の形というのは認知症の方、もしくは家族の方、近隣の方等から困っているという申請とか支援の申請を受けて、その支援の申請を受け付けて支援者が介入するという仕組みなんですが、このタイプは御本人さんからの支援の要請がない中で、支援者たちがその人なしでかかわらなきゃいけないという。

○森田委員 ですから、そういう場合にきちんとした受け皿をつくるためにその支援チームをつくったということですよ。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○森田委員 つくってみようとする、じゃあ、そこに持ち込まれる情報は個人情報であるという、それをそのまま受け取って使っていいのかという問題が起きるから、一応ここで了解してくださいと、そういう話ですよ。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○森田委員 これまでも、先ほどの御説明だと色々な形で近隣の人からあの人大丈夫でしょうかみたいな相談は来ていたわけですよ。それに対してはどういう対応をしていたんですか。

○大坂高齢介護課主任 現在では、そのようなお話を伺って、ここで図に書いてある各東部、中部、西部、支援センターの職員に確認をとってとか。

○森田委員 資料1のほうですね。

○大坂高齢介護課主任 把握している情報の中で確認をとったりという、御本人の確認をとったりということはしているところでもあります。ただ、御本人さんからの支援の要請がないと、そこに介入をしていくというところにブレーキがかかっていたというのも実態でもあります。

○森田委員 そうすると、本人の意向を必ずしも踏まえなくてももうちょっと踏

み込んだ対応をしようという趣旨ですか、今回の制度は。そのためにこういう専門家で構成されるチームをつくる。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○小川高齢介護課副主幹 先ほど説明しましたとおり、この事業自体は国が施策として全国の市町村で実施しなさいというお話の中で、28年度末に県内19市中15市で既に同様の事業が先行実施されている状況です。やはり、個人情報の件がございますので、同様に、市町村によって実状は違いますが、個人情報保護のイメージに書かれているような状況もありますので、近隣市の諮問した内容も参考にさせていただきながら、今回、御検討をお願いしている状況です。

○森田委員 ただ、新しい制度とか、要するに、このチームが何をしようとしているのかというのがよくわからないので、一応、趣旨はわかったんですが、そういう情報をチームで受けとめて、チームとしてどこまでやるんですか。

医療機関等に繋げるということなのか、あるいはチームとして特定の患者さんなりをケアするということなのか。

○大坂高齢介護課主任 資料の1－6をごらんいただけますか。フローチャートになっております。御相談等で上がってきた認知症が疑われる方や、その人や家族の方、それから関係機関の方等から地域包括支援センターや市役所の高齢介護課に相談等お話が入ってきたところで情報収集等をしまして、地域包括支援センターの職員等で、まずはその御本人さんのところや御家族のところに訪問して、生活状況やどのようなことで困っているのか、状況の実態把握をしに行くということを行います。その情報に基づいて、支援方針をこの初期集中支援チームというところの中で会議を開きまして、支援方針を決定します。

そのような形で孤立してしまっている方はきちんと医療機関にかかっていないとか、必要性があるにもかかわらず、御本人さんが承諾しないで介護サービスを利用していないというようなことが起こっていることがありますので、そういったものについての監視をしまして、適切な社会資源につながったところで支援は終了するという形をとっております。

○森田委員 どの程度の期間でどうかというのはケース・バイ・ケース。

○大坂高齢介護課主任 3カ月から6カ月ぐらいの期間を想定しています。

○海原委員 ということは、認知症の症状の初期という意味じゃなくてという理

解ですよね。

○大坂高齢介護課主任　そうです。

○森田委員　こちらの役所から見て、今まで入っていなかったという意味での初期ですね。

○大坂高齢介護課主任　かかわりの初期。

○安達副会長　ちょっと質問、よろしいですか。

○立川会長　どうぞ。

○安達副会長　資料の1－3ですが、地域支援事業実施要綱の抜粋の中で、49ページの一番上の（イ）で訪問支援対象者というのがありますが、そこには訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる人または認知症の人で、以下のa、bのいずれかの基準に該当する者となっていて、aとbがあるんですが、aのほうは医療または介護サービスを受けていない者、bのほうは受けているけれども認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者というふうになっているんですが、今回の諮問されている対象はaの人だけということでしょうか、bは入らないということですか。

○大坂高齢介護課主任　この文章にも書いてあるとおり、訪問支援の対象者の選定の際、bに偏らないよう留意することというふうに書いてあります。この事業についてaの対象の方を中心に行うということで原則的には定めていますが、bの場合の方というのも、少なからず出てくる可能性があります。

bで考えられるのは、対応に苦慮している者というところの対応している専門職が困っている場合だったりとか、それから、対応できる社会資源やサービスが身近に存在しないという場合が想定されますので、万が一、医療サービスや介護サービスにつながっていたとしても、何らかの形で情報収集をとる必要がこの場面でも出てくる可能性があるんで、比率としてはaのほうが多いとは思いますが、bも少なからず対象になるというふうにお考えいただけるとありがたいです。

○安達副会長　そうですか。そうすると、諮問書のほうでは、対象となる個人の類型の中では必要な支援を受けていない人というふうに書いてありますよね。それとはちょっとずれているということでしょうか。

- 須田高齢介護課長 補足をさせていただきますけれども、あくまでも今回は、うちのほうはaを対象としてやります。bについては、初期集中支援チームでは対象とはいたしません。あくまでもaの部分だけです。これは国の実施要綱が補助金の要綱なんですけれども、補助金の要綱がa、bということを想定しているんですが、うちはとりあえずaのほうを対象としております。
- 森田委員 そうということなんですけれども、ちょっと私、今聞いていて思ったのは、bというのは医療サービス、介護サービスは受けているけれども、認知症に対するケアがされていないことなのかなと思っているんですが、そういう意味ではないんですか。
- 須田高齢介護課長 認知サービスは受けているかということなので、受けている状況なので、初期集中支援チームではなくて別の形での支援だろう、包括なり、あと、ほかの医療機関と相談して、この初期集中支援チームでの対応とはちょっと違っているだろうなど。
- 森田委員 ですから、bというのはそういう類型なんじゃないですか。であるとすれば、こちらの逗子市でもbの類型というのものもあり得るんじゃないでしょうかというふうに理解したんですが。
- 須田高齢介護課長 適切なサービスにつなげるというところなので、中断ということなのかな、そうするとaなのかなというところもあるんですけれども。
- 森田委員 これはあくまで認知症に対する初期支援ですから、認知症でない理由で医療サービスや介護サービスを受けている人なだけで、この人認知症じゃないのみたいな話が出た場合にやっぱりこれで対応するんじゃないんでしょうか。
- 海原委員 そうだと思います、私も。
- 森田委員 ちょっと紛らわしい書き方ではあると思うんですけれども。
- 海原委員 御説明の中で、対象にならないというふうに読めてしまいますからね。
- 安達副会長 医療サービスや介護サービスを受けていても認知症に対する対応になっていない場合を想定しているケースですか。
- 大坂高齢介護課主任 このbについては、そういった形を想定しています。認知症の症状で非常に難解なケアを必要とする方等もいらっしゃいますので、そ

ういった場合に介護サービスの担当者や医療サービスを提供している医療機関は対応に苦慮しているという場合は想定されますが、今回、我々としては、ここに書いてあるように、bに偏らないような留意ということも含めた上でaのほうで初期集中支援チームは中心にやっていきたいということでやっていきたい。

こういうbのような対応に苦慮しているようなものに関しては、地域包括支援センターが実施するような別の会議体や、それから支援の指導などは地域の中で別の会議体とかで行われているところもありますので、できればaのほうで初期集中支援チームは中心でやっていきたいということでもあります。

○森田委員 国の制度としてはa、bですけれども、逗子市で考えているのはむしろaのほうで、そういう意味ですか。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○安達副会長 aが中心という話はわかるんですけれども、bはやらないのかどうかということなんですけれども、bをやらなくても補助金の支給基準についてはどうなんでしょうか。

○大坂高齢介護課主任 それは大丈夫です。

○安達副会長 じゃあ、bは入らないということでよろしいんですか。今回は。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○立川会長 そうすると、bの方の支援というのはどこかで、このチームがなくてもできる。

○小川高齢介護課副主幹 このチームで検討しなくても別途医療機関もしくは介護事業所のサービスがつながっていますので、そちらのケースカンファレンス等で、違った形で専門職で対応できる。

○立川会長 でも、そこへは、この人はこういう認知症の症状が出ているよという情報を出すわけですね。医療機関なら医療機関に。

○小川高齢介護課副主幹 市から積極的に情報を提供するということは、行う考えはないですけれども。

○立川会長 bというのは、だから医療は受けていて、医療機関も認知症だということを気がつかないでほかの治療をしていたというケースは含まれませんね。例えば非常に年とっていて、そういう介護を受けていた。それは認知症だと気

がつかないで医療機関のほうは医療を続けていた。ところが、それがどうも周囲の人たちの目から見ると認知症じゃないのというようなことが訴えられたときに、これはbのほうだから支援チームの対象にはならないよということになりますね。

○小川高齢介護課副主幹 支援チームの事業としてはそうですけれども、ちょっと医療機関では説明しにくいんですが、介護サービスを実際受けている場合、サービス利用に当たって必ずケアマネジャーがついて、本人とも定例的に面談やケアプランを組み直しを行いますので、そのような場でもし疑われるような場合はその会議体というか、その場で適切な方向性につなげられると私どもは認識しております。

○立川会長 その人が放っておかれるということはないという前提ですね。

○小川高齢介護課副主幹 とりあえず違った形であっても介護利用のサービスにつながっているという認識です。

○立川会長 わかりました。

○海原委員 認知症というのは難しいですね。大きく分けたら3つか4つあると思うんですね。ただ、たんぱくたまっていくやつとか、それから血管性のやつとか、レビー小体型とか、その他ありますけれども、長谷川式スケールなどで判断しにくい場合や、それからMRIで脳が委縮していても認知症は発症していないケースもあります。だから、認知症というのは包括支援チームが行っても判断は非常に難しいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小川高齢介護課副主幹 1のほうでコアチームに今サポート医ということで国の研修を受けた認知症のサポート医を必ずチームに入れることになっていますので、会議の検討の場でより適切な判断ができるのかなと。

○須田高齢介護課長 認知症の疑いがあるので専門的な医療機関にあっせんするとか、そういったことの指示をこの専門医の人にやってもらうという。

○小川高齢介護課副主幹 委員おっしゃるように、本当に高齢になった場合に認知症もさまざま御指摘のように症状ございますし、あるいは、場合によっては年相応の物忘れなのか認知なのかというのは所見の中でなかなか私どもからは判断しづらいところがありますので、課長が申しましたように、専門の医師、あるいは適切な医療機関につなげていきたいと考えております。

○海原委員 その医療機関というのは多分、逗子にはほとんど認知症の専門医っていらっしゃらないと思うんですが、いるとしても一番近いのが横浜市大の鈴木先生、教授ですか、准教授ぐらい。神奈川県にそんな認知症専門医っていないと思うんですけれども、サポート医をやっていただける方っていらっしゃるんですか。

○小川高齢介護課副主幹 幸い、逗子市や葉山でサポート医2名、国の研修を受けたサポート医がおります。また、認知症のかかりつけ医の研修をやられている先生は複数いらっしゃいますので、とりあえず指導して、あとは医師会とも協議しながらサポート医の研修、費用も時間にかかるわけですが、積極的に市としては願います立場です。

○森田委員 支援事業というのは幾つぐらいつくるんですか。

○小川高齢介護課副主幹 要するに、ケースがどれぐらい出るとか。

○須田高齢介護課長 最初のうちは1つです。どのくらいケースの数が出てくるかわからないんですけれども、1つで運営が間に合わなくなればこれをふやしていかざるを得ないと思うんですけれども、とりあえず1つです。

○森田委員 もし複数のチームがあつて、もしその間で情報のやりとりをするようなことが出てくるんだとすると、ちょっと今回の周辺の離れたところでありますので、ちょっとお聞きしようかと思ったんです。

○須田高齢介護課長 あと、この辺ですと久里浜に国立の認知症の疾患センターがありますので、そこでの受診を勧めることによつての診断に結びつけていくという。

○小川高齢介護課副主幹 あるいは、三浦市の福井記念病院ですね。

○海原委員 例えば睡眠薬を飲んでいるとか、そういった場合にセカンドオピニオンですか、サポート医は特別なところへ紹介もできないですし、多分判断できないような気がするんですけれども、そういったことはないですか。

○須田高齢介護課長 サポート医はそれぞれ包括支援センターが訪問した情報ですとか、診療とか介護の記録じゃないですが、そういった記録をもとに大体の予測を立てて医療機関に紹介するというので、サポート医自身があなたは認知症ですということができればいいんですけれども、疑わしいものについてはそういったところにあっせんしていく。

- 海原委員 そのチームというのは、地域住民があの人何かおかしいわとか、夜ウォーキングしているんだけども徘徊しているわとか、そういう情報という、それから家族構成、生活、これって結構、個人情報についてかなり、お嬢さんがいた場合、結婚の状態とか就職の機会とかに影響を与えてしまう、かなりナーバスな個人情報だと思うんですけども、それは包括支援センターの中においてクローズされているものなんですか。紙かデータか、電子かわかりませんが。
- 大坂高齢介護課主任 情報については、介護保険の地域包括支援センターのシステムがありまして、そのシステム自体が市と各地域包括支援センターをオンラインで結んでいますので、その中でこういう利用者の情報というのは包括支援センターと市との共有という形で情報の管理はしているところであります。
- 小川高齢介護課副主幹 市役所市内3カ所の包括支援センター間で、専用線でクローズドシステムで、今、情報管理をしています。
- 森田委員 ただ、このチームの構成員はどういう立場の人なのかな。基本的に市の職員。
- 大坂高齢介護課主任 市の職員と地域包括支援センター職員と、それから委託のサポート医。
- 森田委員 逗子市が一応、職員の中から構成するわけですか。
- 大坂高齢介護課主任 職員と地域包括支援センター職員、医師は外部の医療法人の医師です。
- 小川高齢介護課副主幹 委託で。市が逗葉医師会に依頼しまして、推薦をいただいた上で内定している状態です。
- 森田委員 ですから、一応、このチームの守秘義務の体制はどうなっているかということと言うと、それぞれの立場で守秘義務を負っている人たちの集まりということなんですか。
- 小川高齢介護課副主幹 みんな医療介護の専門職ですので、個人も組織も守秘義務があって。
- 海原委員 民生委員なども守秘義務を負っていますし、ご公務されている方も負っていますけれども、当然、罰則がないですから、あの家族はお父さんが認知症でちょっと友達に話しちゃったとあって、それぐらいの害を被るという可

能性もありますけどね。

○森田委員 民生委員よりは重い任務を負っている人たちですから、医師は刑事罰もありますし、ただ、組織そのものとしてはある程度ちょっと、組織としての個人情報保護の体制としてはどうなのかな。一応、構成員はそういう人たちはいると言えはいるんでしょうけれども。

○立川会長 この支援事業というのはどこの管轄課というか、管理下に置かれているんですか。

○須田高齢介護課長 コアチームは、市の高齢介護課の中にあります基幹型包括支援センターというのが所管します。

○立川会長 ここは市ですね。

○森田委員 所管はするんだけど、市の機関ではないですよ。委嘱しているような形。

○須田高齢介護課長 いや、基幹型包括支援センターは市の職員です。

○森田委員 それはそうなんですけれども、チームとしてはどうですか。

○須田高齢介護課長 チームとしては、市の職員。

○森田委員 形式的な話なんですけれども、チーム自体が市の組織なのかどうかという話なんですけれども。多分そうではなくて、それは個人がいろいろ守秘義務とかを負っている立場の人をいろいろなところから集めてきてつくっている、そういうことですよ。

○立川会長 ここで書いてあるコアチーム、イコール支援事業ではないですよ。

○大坂高齢介護課主任 コアチーム、イコール認知症初期集中支援チームというふうにお考えいただいていいと思います。

○立川会長 そうですか。それは市のほうで管轄してやると。

○大坂高齢介護課主任 はい。

○立川会長 ただし、そうすると、認知症の専門医であるとか、保健師であるとか、精神保健福祉士であるというような人たちも入っているわけですよ。

○大坂高齢介護課主任 はい。保健師は市の高齢介護課の保健師です。

○立川会長 そうですか。みんな市の職員ですか。

○大坂高齢介護課主任 それから、精神保健福祉士等も基幹型地域包括支援センターの社会福祉士を想定しています。

○立川会長 それから、収集する情報ですが、氏名、性別等々書いてありますけれども、今のその人の状況というのはなくていいんですか。認知症であるかどうかの判断をするときに。

○大坂高齢介護課主任 状況というのは、恐らくそこに書かれている家族構成とかもあります、以前からあるような病歴だったりとか、それから以前からどういう暮らしをしてきたかとか、介護保険利用状況等というふうに書いてありますが、ここらあたりに生活全般の状況というのは含まれてくるかなというふうに考えております。

○森田委員 それはちょっと無理じゃないですか。介護保険利用状況で日常生活全般の情報を使ったらできないでしょう。

だから、言うならば「等」でしょうけれども、だからそこは、まさに認知症が疑われる状況があるという話を聞くわけですよね、まず。だから、そのことはわかるようにしておかないとまずいんじゃないですか。それに対しては我々はゴーサイン出さないといけないわけですから。

きょうの説明の中で「等」の中に、当然のことではありますけれども、そういう疑わしいような事情。

○立川会長 何か一番重要な情報ですよ。

○森田委員 それをまず収集できないようでは困るんじゃないかなと思うので。

それともう一つ、通知の省略なんです、その理由として「一律に通知することにより」ですけれども、別に一律にしなくてもいいので、これはどうなんでしょうか。何らか、要するに、ほかの人からこういう情報をもらってお話を聞きに来ましたみたいなことは、それは話はするんじゃないですか。最初に接触するときに。

○矢島情報政策課担当課長 最初に私どものほうに相談のあった保健師から、きょう来れなかったんですけれども、そういうふうに伺っています。御本人には行ったときにそういうお話しして、ご理解できるような状況であればお話しするので、ということで伺っています。ですけれども、通知をすることによって混乱を来す可能性も大きいということは言っていました。

ちょっと書き方が不足な部分があれば。

○森田委員 何らかの形で本人に接触する趣旨は伝えないと始まらないと思うの

で、ただ、それもやり方がいろんな状況があって、逆に言うと通常のペーパーで通知書送ってもわからない人もいるだろうとか、そういうことなので、個人情報保護条例上の本人通知といった形はふさわしくないというならばわかるんですけども、ただ、この条例の建前からすると、本人に全く知らせない形でほかのところから情報を得ているということはよくないよっていう考え方ですから、それについては恐らくこのチームの作業をする中では何らかの形で伝えることにはなると思うんですよ。

だから、そういうことでやりますから、一般的な通知にはしないでおきたいということであればわかりやすい話かなと。

○須田高齢介護課長 先ほどの説明の中で補足ということで、支援を開始するに当たっては理解が難しい方もいるかもしれませんので、本人との面談の中で状況を見ながら個人情報の扱いですとか、今回の趣旨については順を追って説明していく。

○立川会長 だから、それが実質的に本人通知になっちゃうんじゃないかなという気がするんですね。どうして私が認知症だというふうに疑ってきたんですかなんて聞かれた場合に、突然来たんですよとは言えないですよ。誰々さんから相談があって、なんていうことを通知しちゃうと、それは個人情報の収集を誰かがして、あなたのところに私たちが来ましたよということになっちゃいますので、本当に何も本人通知しないで作業が進められるのかなとちょっと困難かなという気はするんですね。どんなふうにして。

○小川高齢介護課副主幹 今現在でも、例えば近隣からさまざまな御相談を受けて、訪問する場合は別に誰々さんから聞いて訪問という形ではなくて、例えばひとり暮らし高齢者の定期訪問、あるいは受診訪問なり、あるいは保健師おりますので、高齢者の健康相談というような形で訪問するケースがございます。

○立川会長 なるほど。

○須田高齢介護課長 いきなりこういう趣旨で来ましたということは、まずは通常訪問の場合は言わない。まず健康相談ですとか、定期的に訪問していますということをやっていますから、最初は。

○立川会長 そういうノウハウはお持ちなんだ。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○安達副会長 今のに関連しますが、諮問書のほうの個人情報の収集先に関して、地域住民と民生委員だけはわかっているんですが、家族って入らないんですか。第一義的には家族じゃないかと思ったんですが、これをあえて外したのはどういう理由でしょうか。あえて外しているわけではないんですか。

○須田高齢介護課長 本人からこういう話があるときには、大体、介護の相談じゃないんですが、認定申請ですとか、そういったところでのつながりが結構あるんです。それに伴って介護の申請に、認定調査に行くとか、そういった相談です。あとは家族から相談が来れば医療機関のほうに、もしこういう状態があればこういうふうに医療機関のほうに行ってみてくださいねというところもあるので、それですぐ初期集中支援に入るかというところでもない、家族の方もそういう相談が来れば。

○森田委員 そうなんでしょうけれども、でも、逆に家族の方がこのチームが発足した場合にチームのほうに家族から話が来るといって、それはあるんじゃないんですか。あるのであればそれは挙げておいたほうがいいんじゃないかと。

○須田高齢介護課長 御指摘のとおりでございます。

○安達副会長 そうしないと、家族も認識していないのにいきなりほかの近隣住民から通報があったというんじゃないかと思えますので、そこはやっぱり。

○立川会長 じゃあ、ここに家族も入れておいてください。

○安達副会長 もう一点いいですか。本人以外から収集する必要性という欄に書かれていることがらですけれども、これは収集する必要性については書いているんですけれども、なぜ本人以外なのかという理由にはなっていないんじゃないか。この情報はどうしても不可欠だというのはわかりますけれども、本人以外から収集する理由づけがここに書いていないので。本人以外からという理由は、諮問書の概要のほうにあるように、認知症として自覚が乏しいとか、そういうことでは。だから、實際上、本人から収集できないということですよね。こういうことを書く欄ですよ。

○小川高齢介護課副主幹 おっしゃるとおりです。

○立川会長 じゃあ、そこも修正しておいてください。

ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

○海原委員 1－6で、この事業の目的なんですけれども、冒頭お聞きしたように、医療機関への受診勧奨が一番最大であると思うんですね。放っばらかさない。そのほかに書いてあるのが、介護保険利用の勧奨、生活環境改善と3つほどあるんですけれども、医療機関への受診勧奨して本人が嫌だと言った場合に、家族もいないといった場合はここで見放しちゃうんですか。

○小川高齢介護課副主幹 そうならないように活動は進めてまいります、そのような場合、違った形で恐らく認知症状が進みますと生活の中で、大体、金銭管理含めて生活管理ができないというような状況も想定されますので、医療機関の受診とは別に、これは別の制度ですが、成年後見の利用促進との形でかわって後見人なり補佐人をつけられるようには進めていきたいと思います。

○海原委員 ちょっと飛んじゃいますけれども、成年後見で結構、クライアントの第三者が無断で犯罪に利用してしまうという情報があるので、それへのセーフティーネットみたいなのはどういうふうに関わっていくんでしょうか。

○小川高齢介護課副主幹 逗子市では、社会福祉協議会があんしんセンターで日常生活自立支援事業を行っていきまして、その中で法人後見も機関としては行っています。また、後見人選定に当たって、特定の、御承知のとおり、候補者を家庭裁判所に推薦することもできるんですが、私どもは特段のことがない限り候補者については家庭裁判所に決定をお願いするような形でいきまして、さまざまな職種には後見人できますが、特に事件性が絡むようなものについては、こちらとしては弁護士もしくは司法書士の方にできるだけお願いしたいということで、申し立ての際には家庭裁判所の調査に応じています。

○立川会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

目的は非常に価値のあるものだと思いますので、今の点を踏まえて、さっきの修正点は修正しておいてください。

では、ほか、よろしいですね。

それでは、お諮りいたします。

本件諮問について、諮問の内容は適当であると認めることでよろしいでしょうか。

○森田委員 結構なんですけど、本人通知の点については、状況に応じてということにはなるんでしょうけれども、条例の趣旨からいって、可能な形で可能な限

りというのか、要するに、本人以外から情報を収集したということを説明するように努めてほしいといったことは入れたほうがいいのかと思うんですけども。

○立川会長 本人に対して。

○森田委員 ええ。状況によってということになりますけれども、一律に全くやらなくていいよ、知らせなくていいよということではなくて、可能であるならば本人以外から情報を得たということを説明するように努めてほしい。そのほうがうまくいく場合もあると思いますし、ということなんですけれども、条例の趣旨から言ったら、やっぱり原則としてそれは本人に伝えるべきことだろうということで、具体的にどこの誰々ということまでは問う必要はないので、あなた以外の人からこういうことを聞いたよというような趣旨を可能な限りで伝えてほしいということです。

だから、それは別に替えるというか、本人通知の趣旨をその範囲で生かしてほしいということです。

○立川会長 じゃあ、答申3にそれを追記してほしいということですか、こういうことを追加してほしいと。

○森田委員 そういう意見です。

○立川会長 よろしいですか。

○海原委員 さっき安達先生がおっしゃった収集先で8条関係とか、家族が一番最初に来ると思うんですけども、家族、血縁者、それから「等」というところに全部入るというふうにおっしゃったんですけども、結構ナーバスな情報なんですね。病歴なんかもそうなんですけれども、ちゃんとクローズでガードして、オフラインされているということでそれは安心はしているんですけども、これ、民生委員、地域住民、家族というふうに、例えば病歴なんて本人に聞いてもほとんどわからないと思うんですね。ということは、医療機関というのを入れたほうがいいのか、入れないと多分わからないと思うんですけども、入れていいのかどうかと僕は判断迷うところなんです。

○立川会長 病歴をどこから持ってくるかということですね。

○海原委員 本人に聞いたって、多分覚えていない、忘れちゃっていると思いますから。

- 立川会長 家族がいればわかるだろうけれども。
- 安達副会長 医療サービスを受けていない人ですね。
- 海原委員 受けてない人もいますね。
- 安達副会長 受けてないからなんとかしようと。
- 須田高齢介護課長 過去に受けていたということも考えられます。ただ、その場合、お医者さんがどこまで教えていただけるのかどうかというのはお医者さんの守秘義務はわからないですね。
- 森田委員 この仕組みの中では余り医療機関からというのは設定されていないんじゃないですかね。そんなことなら、むしろ医療機関のほうで手配すべきだということになるので。
- 安達副会長 先ほどのように個人情報の内容として、記載のものだけではなくて、認知症が疑われる状況についても書き加えていただくという条件つきで、結論的にはよろしいと思います。
- 立川会長 そうすると、これはどこにつけ加えれば。
- 安達副会長 諮問書の、個人情報の内容。
- 立川会長 諮問書をもう一度出し直しということになる。
- 安達副会長 8条関係で、それを修正していただくということです。
- 立川会長 それでもう一度我々に通知してもらおう。
- 森田委員 この場で修正されたということなので、その内容を審議したということでもいいんじゃないですか。だから、そういう意味で言うと、個人情報の内容と収集先に家族を入れるということ、あと、本人以外から収集すべき必要性はどうですかね。それを先ほど議論したようなことを入れてもらうということかと思いますけれども。
- 安達副会長 そもそも諮問書自体を修正していただくか、それとも答申書の中で注文を出すかということです。
- 立川会長 もう一回やることはないと思うんですけども。
- 森田委員 それは諮問とかで。
- 須田高齢介護課長 そこは事務局と調整して行いたいと思います。
- 立川会長 事務局のほうから我々にメールか何かいただければと思います。
- それでは、諮問の内容を認めるということにいたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

答申書のほうはまた事務局を通していきますので、ちょっと時間がかかります。

—高齢介護課 退室—

○立川会長 それでは、議題の3に移ります。

諮問第19号、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正について、情報政策課、これを議題といたします。

これは前々回からの継続審議でございますので、相当煮詰まっているということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 諮問第19号、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正についてにつきましては、平成29年11月に当審議会に諮問をし、第4回、第5回の会で御審議いただきました。それ以前からも国等の資料に基づきまして御意見をいただく機会を設けていただきまして、ありがとうございました。

御審議いただいた内容を踏まえました答申案をたたき台として、事前にメールで配信させていただいたものを本日御用意させていただいています。

それから、条例・規則につきまして、新旧対照表も案として作成しましたのであわせて御意見をいただけたらと思います。

なお、平成30年2月1日から3月2日まで、こちらの条例改正につきましてパブリックコメントを実施させていただきましたが、意見等はありませんでしたので御報告いたします。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○立川会長 それでは、資料をごらんいただきながら、何かご質問等があればお願いいたします。

特に定義についてですが、誰がこの条例を施行するのかということで、国とそれから県単位、さらにその下の市町村等々でかなり違ってまいります。国では非常に総括的なことが見えるようにしたいということですし、県は県単位でもう少し県の中の詳細な事項に使っていく。市町村になるとさらに細かい個人レベルのデータまで必要になってくるということになります。国が行うような、あるいは、県が行うような場所でのビッグデータの一つ一つのトランザクショ

ンデータについても市とか町になると非常に重要な情報になって活用せざるを得ない。このようにかなり違っているんですが、定義については一本化しておかないと運用には非常に困ることになります。逗子市の場合は市という立場から市が持っている個人の情報のことを個人情報と言っていたわけですが、国のほうでは個人情報というもっと一般的に、一人一人の個人の情報のことを個人情報という見方によってかなり違ってきている。そういうことを全部包括してまとめていただいたのがきょうのこの案の定義のところでございます。

非常に事務局の方、大変な作業量をこなしていただいたんですが、何かご質問等ございますでしょうか。かなり煮詰まったような気はいたしますが。

森田委員、何かございますか。

○森田委員 基本的には今まで議論したことですので結構だと思うんですけども、ちょっと気になったのは、最後のページのところに、保有個人情報、（２）１の②で、「保有個人情報」等を新たに規定する改正を行う。本来、諮問書をなぞった言い方なんですけど、ちょっとこの言い方だけだと何のために保有個人情報などというものを持ち出して規定をするのかということが、全然、意味が伝わらないんじゃないか。そういう意味では想定されている内容である「実施機関の職員が職務上作成し、または取得して現に保存または保管している個人情報を保有個人情報と定義し、これも含めて個人情報に関する定義を整理する」ということはできる。そうでないと、そもそも、保有個人情報を何のためにこれを入れたのかわからないので。ちょっと読んで大ざっぱではあるんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 はい、わかりました。条例改正案の新旧対照表をお示ししてあるんですけども、やはり、要配慮個人情報のところをちょっと４号、そのこのところの表現を、御意見賜れたらと思うんですけども。答申案とあわせてこちらのほうもお願いします。

条例の新旧対照表案をきょうお示ししたんですが、３ページ目の定義第２条の４号です。要配慮個人情報のところを御意見いただいた形で修正したんですけども、社会的身分のところと、あと「本人の」という言葉が実はここで入るものではない。社会的身分は前回も私のほうで、第６条第２項に定める社会的身分と、そうでない社会的身分があるとする、要配慮個人情報にそこも書

かなければいけないかどうかということと、あと、もともと国の要配慮個人情報の定義の中では、本人の人種、信条という形で「本人の」というのがありますが、頭に第6条第2項に定める項目のほかということで指定していますので、ちょっと表現がどのようにというのと、やはり社会的身分のところが二重に書く必要があるのかないのかというところがあるので。ちょっとしたところで。

○内田情報政策課係長 新旧対照表の書き方ですと、国が定義している11項目あると思うんですけども、基本的にそもそも3層構造になっていまして、条例第6条2項に定める取り扱い制限項目4つのほか、本人の社会的身分、病歴、それから犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分がありまして、プラス規則で5つ、大きく3層構造のような形になるんですが、このままいっちゃうと社会的身分が2つに分かれるので、1つ多くなるのがちょっとわからなかったの。

○森田委員 だから、厳密に言うのか、あるいは「社会的身分」のあとに、変な言い方なんだけれども、6条2項に定めるものを抜いたものとするかですね。除いて何が残るかわかりませんが、形式的に言うならばそういうことなんでしょうね。本人はどっちだっていいんじゃないかと思えますけれども。

○安達副会長 国に合わせた場合、こういうことになってくるんですよ。同じものをあえて入れてしまうと違うものがあるということになっちゃいますよね。

○森田委員 そうなんですよね。だから、これをこっちへ社会的身分を残すのであれば抜いたものという説明をするしかないんですけども、でも、その説明はちょっと相当変な説明ではありますけどね。

○矢島情報政策課担当課長 残してしまったものを除いていいかどうかというところが、先日の御検討いただいた中でわからなかったものですから。

○森田委員 逗子のほうの定義は。

○内田情報政策課係長 今改めて社会的差別は、市のハンドブックで言うと83ページなんですけれども。今配付したものは前にもお配りしたものですが、この12ページには国が定めるガイドラインの社会的身分の定義が12ページの下に載っています。

○森田委員 「固着して」というのですね。この説明を見る限りは社会的差別を云々は出てこないというか、そういう前提はしていないというように読めるん

ですけれども、差別に結びつかない社会的身分をあえて要配慮個人情報と言うのかという話ですよね。

○矢島情報政策課担当課長　そうですね。もともと要配慮個人情報とは不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとなっていますので、除いてしまってもよいかな。

○森田委員　法律を全体として読めば、社会的身分というところは差別の原因となるところだというふうに解釈して、こういうふうな説明を運用段階で説明しちゃうかですね。

○安達副会長　これは法律の専門用語ですのでわかりにくいですよね。特定の職業的な地位が社会的な差別を生むことだってあるんですから。そうすると定義におさまっているかややあやしい、そうすると逗子市としては差別の原因というのはこんなところにあると、社会的な差別の要因となるような身分のことを指しているというふうに理解すればいいわけです。それが従来の条例の趣旨である。その文言を使えば済むわけで、それをもって法律と齟齬があるとは言えないわけですよ。条件は法律と同じ趣旨なわけで、あえてここに入れちゃうと違うものになってくるのでかえっておかしくなる。

○矢島情報政策課担当課長　それが何なのかという。そうしましたらここはちょっと、今回残っておりますが、本人のというところと、案としての部分ですけれども、社会的身分を、そういった方向でつくり変えたいと思います。

○安達副会長　答申案のほうでちょっと気がついたところなんですが、1つは今の要配慮個人情報の定義の問題で、答申案の最初の(1)2のほうの一番下のところのただし書きです。「ただし、要配慮個人情報の一部に制限がかかり、その取扱いを分ける改正となるため、機微情報以外の要配慮個人情報の取扱いについては、今後の検討課題とされたい」という、この2行は要りますかね。何を検討課題とするのかよくわからないので。今回の問題についてはこれで結論づけるというふうに私は理解していたんですよね。そうではなくて、まだこれでは不十分だから検討せよという、何を検討するんだろうというふうに読んだんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長　御審議の内容を受けまして、まず要配慮個人情報がどこで取り扱われているかがピックアップできていないところがありますので、

それをしたところで再度見直し等をする必要があるのかなと思ひまして、その御意見があったと捉えましてこちらのほうに入れたんですけれども。

○森田委員 それは私がそんなようなことを言ったので、とりあえずは結果的には要配慮個人情報の一部について従来の条例に規定していた個人情報の範囲で取り扱うようにするというにすることにするわけですが、そうすると要配慮個人情報の中で違った扱いをすることになるので、やっぱりそれはそれで完全に定着したことにはならないんじゃないかということです。ということでほかの自治体のことを見ながら将来的には再検討するみたいなことは申し上げたので、それを受けてかとは思ひうんですけれども。あえてここに書かなくてもいいといえいいような気がしますけれども。

○安達副会長 実際にやってみてから、問題があれば検討するということでも。

○森田委員 私もそんなにはこだわりませんで、議論の経過自体は残っていますので。

○矢島情報政策課担当課長 また登録簿等では無をチェックしまして、どの事業で扱っているかというのは調べていきたいと思っています。

○立川会長 じゃあ、ここではとりあえず2行は削除するということで。

○安達副会長 あともう一点、答申案のところの(1)3の事業者に関する規定というところですが、全ての事業者について適用されるということで、2行目ですが、「小規模事業者を対象とする規定の意義が失われることとなるが」というところがあるんですけれども、規定の意義失われますかね、別にそれはそのまま生きるんじゃないかと思うんですけれども、法律の規定と並行して市としても事業者対応を規定の中に入れて同様に維持してということですから、全然、規定の意義を失っていないじゃないかと思うんですけれども。ですから、むしろこれは要らないんじゃないかな。

○矢島情報政策課担当課長 「が」までとって。

○森田委員 「逗子市においては」から始めてもらって、もともと規模ではないかというようなのがあって。

○矢島情報政策課担当課長 はい、わかりました。

○立川会長 ほかに、お気づきの点とか、ありませんか。

○安達副会長 答申案(2)の1で個人情報の定義というところですが、下から

4行目ぐらい、個人情報の訂正・中止・削除請求権の話で、「ひいては個人情報の権利利益の侵害等が発生することを自ら未然に防ぐことが不可能なため」と書いてあるんですが、主語は死者ですよ。死者について権利利益の侵害が発生するということがあるんだらうか。法律論としてはですね。死者は権利利益の主体ではないわけですから、死者の名誉を害するということはありえますが、権利利益の侵害というのはちょっと抵抗があるかなと。

○内田情報政策課係長 亡くなった方は自分で自己情報をコントロールできないということが一番言いたかったのですが。

○安達副会長 できないことであって、個人情報の権利利益の侵害が発生するという理屈なんですけれども、権利利益の侵害は発生しようがないので、死者の名誉を害することはあり得ますけれども。だから、死者にとって不名誉な事実、あるいは虚偽事実があるという場合の話ですよ。

その死者自身がもはや権利利益の対象ではないですから、それを保護するというのは理屈にあわないと思います。死者であって権利行使はできないけれども、死者の個人情報については実施機関が保有している限りは適正に取り扱う部分は残るんだということですね。

○内田情報政策課係長 管理する側のことを書いている。

○立川会長 権利利益というのは著作権なんかは入らないんですか。

○安達副会長 その場合は遺族ですね。

○立川会長 遺族に入るわけですか。

○内田情報政策課係長 この「ひいては」以降の部分を管理する事務局側の責務というか、そういうふうに変えさせていただくことでよろしいですか。

○立川会長 ほかによろしいですか。何かございますか。

今の件も修正ということで。

○安達副会長 最後の③の現行の個人情報の定義には、事業を営む個人の情報は除くことになっていますけれども、個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報と、法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報は、現行条例の個人情報の定義から除かれているということですが、下から3行目、個人情報保護の観点からは、個人情報の定義から除外する必要性は特になく、特になくというふうに言ってしまうと、従来の取り扱いはなん

だったんだとなりますよね。従来からの取り扱いが誤りだったということになりますが、それなりに理屈があって除外してきたわけですよね、従来の条例では。

○森田委員 もともと情報公開条例の定義を持ってきたのかなと思うんですけどね。

○安達副会長 個人情報保護ハンドブックのほうですと、75ページの片仮名のクのところに、個人が営む事業に関する情報に含まれるのは前号に規定する事業者に関する情報として対処するため本号から除外した。ただし、当該事業とは無関係な情報については含めるというふうに書いていますね。

それから、法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報については、法人等の行為を行う機関であるから、法人等についての情報の一部と考えられるという考え方から除外してきたんです。そちらのほうでカバーできるということになる。

だから、これで今回は国の法律の定義にあわせるということが主要なところですから、必要がなくなったわけではない。これまでは法人等に関する情報の中で対応するという考え方だったのを、国の法律にあわせて個人情報のほうにしたということですから、今まで間違っていたから直すということではなかったのではないのでしょうか。

○森田委員 だから、要するに個人情報保護法とか、行個法、国の定義に合わせる。

○矢島情報政策課担当課長 定義を合わせる、やめるということですね。

○内田情報政策課係長 必要性がないとか、そういう表記をやめて。

○森田委員 だから、経過としては、これは情報公開法から除外されていたので、それにあわせてそうなっちゃっていたので、情報公開法の場合は、例えば法人の代表者名とかは個人情報ではなくて法人情報の基準で公開していいかどうかを判断すればいいという、そういう考え方なんですけれども、個人情報保護の関係で言うと、むしろそこが落ちちゃうということになるので、そういう意味では余り適当でなかった、適当でなかったという議論よりはそれは法律にあわせてという、定義をあわせるという中ですね。

○矢島情報政策課担当課長 全体的に表現を変えるという形で直させていただい

たほうがよろしいですね。

こちらはちょっと私が来る前だったんですけれども、個人番号の関係で、特定個人情報になると保護されるということで、かなりそちらも表をつくって御説明をさせていただいたと思いますが、番号がつくと保護がされるけれども、番号がつかないと保護の対象外というようなことで、特定個人情報の検討の際に外した市町村もあったので、今回の意見にあわせてという形にさせていただきますので、表現が変わると思いますので、もう一度考えさせていただければと思います。

○立川会長 ほかにいいですか。

じゃあ、今の点の修正を踏まえてこの諮問を承認するということにします。
修正し直したものは委員にメールで送って下さい。

○内田情報政策課係長 またメールさせていただいて、その上で掲載できるようにします。

○立川会長 ということで、随分長い時間かかりましたけれども、これは適切であるということで承認します。よろしいですね。

それでは、承認ということになりました。

次に、そのほかですが事務局のほうから何かございますか。

○矢島情報政策課担当課長 その他は2点ほどございます。1点目は、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表についての御報告となります。内田係長のほうから御説明させていただきます。

○内田情報政策課係長 こちら資料の3のほう、1枚紙をごらんください。これ審議会の都度御報告させていただいている様式のものですが、今回、内容の修正が一部ございましたので、御報告いたします。

9番の国民健康保険に関する事務、国保健康課というところがありますが、一部内容の表記に変更がございまして、1月に変更承認となっております。

内容的には、番号法の情報提供ネットワークシステムによる情報連携提供に係る法令上の根拠というもので一つ番号がなかったところがありまして追加をさせていただいた、修正をさせていただいたということになります。評価書の資料そのものは割愛させていただいておりますけれども、報告させていただきます。

以上です。

○矢島情報政策課担当課長 もう一点は、次回の審議会の日程調整になりますけれども、次回審議会については、平成30年度は委員の任期が平成30年5月29日までとなっていますので、委員の改選がございます。また、このたびは立川会長、篠崎委員が御退任予定となっております。安達委員、森田委員、海原委員につきましては御継続いただけるということで、ありがとうございます。

このため、次回の日程調整につきましては新しい委員が決まってからということで調整させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○立川会長 ほかに皆さんのほうから、何かありますか。

○安達副会長 次回は何月ですか。

○内田情報政策課係長 緊急な案件がなければ6月上旬を考えております。委員の任期が5月29日までなので、その直後、委嘱等を兼ねて、その頃諮問する事項も出てくると思いますので。

○森田委員 日程調整自体は一応早めに。

○矢島情報政策課担当課長 4月入りまして早速できるとは思いますが、事務的なことで会議室が3カ月ごとしかとれなくなっていて、年間を通してお約束がなかなかできなくて申しわけないんですがよろしくお願いします。

○立川会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、きょうは長い間、ご苦労さまでございました。

また、私自身もこれで終わりになりますので、長い間お世話になりました。

ありがとうございました。

午後4時5分閉会